



# わかしお

糸魚川市立能生小学校  
学校だより NO. 13  
令和3年10月14日

## あってはならない児童虐待！



皆さんは、様々な報道の中で一番憤(いきどお)る事件は何ですか？  
多くの方は、児童虐待を挙げることでしょう。今回は、この痛ましい児童虐待についてQ & A形式でお知らせします。

※参考法令等：児童虐待の防止等に関する法律（2000年(平成12年)成立）

Q 20年以上も前の法律なんて、古くないですか？

A 古いかもしれませんが、その後、①2004(平成16)年、②2007(平成19)年、  
③2016(平成28)年と、次々に改正されてきました。

①では、「虐待が疑われる児童を発見した者に速やかに通告する義務」が課され、さらに、「児童が同居する家庭における配偶者（内縁関係を含む）に対する暴力（面前DV）も子どもに心理的外傷を負わせる」として、虐待に該当することになりました。

②では、「児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、面会・通信等の制限の強化、指導に従わない保護者に対する措置の明確化」が追記されました。

③では、「児童福祉法の理念の明確化、市町村及び児童相談所の体制の強化」が明記されました。



Q でも、親が子どもの躰（しつけ）をして何が悪いのでしょうか？

A 躰は悪くありません。社会性の育成等の躰はとても大切です。問題は、躰の仕方です。法律では、「体罰や必要な範囲を超える行為の禁止」が明記されました。「躰を名目とした児童虐待を禁止」したのです。体罰等をした人を罰するためではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進することが目的です。

Q では、体罰等をしなければよいのでは？

A 虐待には、次の4つがあります。「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」です。体罰は、殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、溺れさせる、逆さづりにする、たばこの火を押しつける、毒物を飲ませる、戸外に閉め出すなど、児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えるという「身体的虐待」に含まれます。

Q 他の3つの虐待は何ですか？

A はい。次の通りです。

- ・心理的虐待：言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、前面DV、笑いものにする、けなす等、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・ネグレクト：家に閉じ込める、病気やケガをしても病院へ連れて行かない、適切な食事を与えない、不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置等、保護者としての監護を著しく怠ること
- ・性的虐待：子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要することなど、児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること

Q それぞれの虐待の発生割合を教えてください。

A はい。令和2年度、新潟県では、心理的虐待が最多で58.8%を占めました。次いで、身体的虐待が25.3%、ネグレクトが14.9%、性的虐待が1.0%となっています。

Q でも、自分も叩かれて育ったから善悪の区別がつき、今の自分があります。叩いてくれた親には感謝しています。

A 本当に叩かれたから善悪の区別がついたのでしょうか？叩かれなければ善悪の区別がつかなかったのでしょうか？叩かれなくても善悪の区別がついた人もいます。

最近の研究では、叩いたり、どなったりすることは、次のような深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。

・子どもへの体罰は、脳の発達に深刻な影響を及ぼす

※友田明美・福岡大学教授とマーチン・タイチャー・ハーバード大学

・3歳半までに叩かれた子どもは、5歳半の時に問題行動を起こすリスクが高まる

※藤原武男・東京医科歯科大学教授他「幼児に対する尻叩きとその後の行動障害」

・親に恐怖心を持ち、相談もできず、いじめや非行に発展したり、巻き込まれたりする可能性がある

Q 虐待を受ける人の年齢別割合はどうですか？

A 3～6歳、7～12歳が20.7%と最多で、次いで0～2歳が19.4%となっています。このことから、生まれてから小学校卒業までが虐待を受ける割合が高いことがわかります。  
(中学生以上でも、39.2%の虐待有り)

Q どんな人が虐待をするのですか？

A 実母が47%と最多で、実父が41%となっています。実父の割合は年々上昇しています。

Q そうなのですか。でも、それは虐待をするごく一部の親が悪いだけですよね。

A 確かに、虐待をする親は悪いです。一方、親も次のように大変ですよ。



- ① 仕事でヘトヘト、家でも家事・育児でヘトヘト。愛よりも感情が爆発しちゃう…
- ② 急いでいるとき、いそがしいときに限って、子どもはぐずったり、病気になったり、けがをしたり…
- ③ 親になったけれど、子育ては初めて。わからないことだらけ。本には、素晴らしいことばかり書いてあり、自分にはできないから落ち込むばかり…

Q 確かに。でも、だからといって、虐待してもいいことにはならないと思います。

A おっしゃるとおりです。例えば、次のような解決・回避方法はいかがでしょうか？

- ・ クールダウン（深呼吸する、ゆっくりと数を数える、トイレに行くなど少し離れる、窓を開けて風に当たる、手や顔を洗う、お皿を洗う、鏡を見る、好きな音楽を聴く）
- ・ 相談（友人、親、細井SSW、糸魚川市教育相談センター（553-1617。9：00～15：45、土日祝日、休業中は除く））※1人で抱え込まずにSOSを！
- ・ 子どもの気持ちと行動の分別（子どもの「イヤ!」は親の否定ではなく、自我の芽生え・成長の証。わがままな言動は、誰もが必ず通る道で、成長の証）



以上のことから、学校は、法令や新潟県・糸魚川市教育委員会の指導のもと、虐待が疑われる場合は、関係機関に通告します（虐待かどうかの判断は児童相談所がします）。

また、それとともに、虐待が起こらないよう、家庭と連携を密にしていまいます。さらに、民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員の皆様と連携を図りながら、子どもを見守ってまいります。どうぞご理解ください。

## 明後日は、わかしおフェスティバル！



本日のわかしおフェスティバルのリハーサルで、校長は子どもたちに次のように言いました。

「わかフェスに向けてのめあてが達成できた人？（多くが挙手） 今までたくさん練習してきた人？（全員挙手）



私は、もうこれでわかフェスは大成功だと思っています。後は、当日、今日の6年生のようにたくさん楽しんで笑顔で発表してください。最後にお願いです。当日で学習は終わりではありません。通過点です。これからも、今まで通り、互いにアドバイスしたり、グループで意見を出し合ったりして高め合い、一人ひとりが輝く能生小学校を創っていきましょう。」

わかフェスに向けた「過程」が大事な学びと捉えています。学校では、当日の発表を受け、3月まで学習をつなげ、深めてまいります。では、明後日の子どもたちの発表をどうぞお楽しみに！ 皆様のご来校をお待ちしております。

# 児童生徒科学研究発表会・自然体験発表会



9月7日(火)、当校を会場に行われた科学研究能生郷審査会（紙面）で、以下の子どもたちが市の発表会に推薦されました。

2年生	・・・さん	タネのめのかんさつ
2年生	・・・さん	あさがおのかんさつ
3年生	・・・さん	アリの観察パート2
3年生	・・・さん	どれがはやくこおるかな？
6年生	・・・さん	天然豆腐 大作戦！

そして、10月7日(木)、糸魚川市の標記の発表会で、夏休み中に行った自分の研究を自信をもって発表してきました。

## 11月の主な予定

- 2日(火) 市教研一斉研修中止、普通授業(1年 14:50、2～6年 15:40 下校)
- 4日(木) 木浦小との交流学习3限：1年体育・2年国語、全校集会(校長講話・校歌)、PTAはばたき編集部会 18:00～
- 5日(金) フウセンカズラ高齢者見守り隊鉢回収 14:50～
- 9日(火) 木浦小との交流学习 PM：5年音楽・6年道徳 (or 11日)
- 10日(水) 同伴登校、委員会⑧、P三役会・総務会④
- 11日(木) 歯科検診 PM、糸魚川ユネスコ世界ジオパーク学習交流会 AM(3年) ビーチホールまがたま
- 12日(金) ハイパーQU
- 16日(火) 就学時健康診断(給食後 13:20 下校)
- 18日(木) 児童集会⑤、第3回 Web 診断問題(国語) 4・5・6年
- 19日(金) 第3回 web 問題(算数) 4・5・6年
- 22日(月) あいさつ強調デイ、教育相談①(昼休み短縮)
- 24日(水) 中学校区要請訪問(給食後下校)
- 25日(木) チャレンジランキングフェスティバル(3・4限)、教育相談②(昼休み短縮)
- 26日(金) 教育相談③(昼休み短縮)
- 29日(月) 中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会 PM(6年)能生中
- 30日(火) 個別懇談①(給食後下校)



## どこにあるあるクイズ？

右の①、②の2つの写真は、学校のどこにあるでしょう？正解は次号でお知らせします。

※能生らしさを生かしたポスターにほっこりします！

